



2026年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社データホライゾン  
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO  
瀬川 翔  
(コード番号 3628 東証グロース)  
問 合 せ 先 執行役員管理本部長  
富永 美保  
(TEL 082-279-5550)

### 親会社からの借入金の期間延長に関するお知らせ

2026年3月25日開催の当社取締役会において、当社連結子会社のDeSCヘルスケア株式会社（以下「DeSC」という。）が下記の通り当社の親会社である株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」という。）との間で、既存の借入金の期間延長（以下、「本取引」という。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 資金借入の経緯及び理由

DeSCは投資フェーズにあり過去の累積赤字に加え、4月以降に売掛金の入金が増加する季節性があることから期中に運転資金が必要です。また、売上拡大により必要な期中運転資金が増加しているため、DeSCの運転資金を調達する必要があります。

調達にあたっては、迅速に実施出来るDeNAからの借入金を利用していますが、来期以降の資金計画を検討した結果、従来の返済期限を1年間延長し、2028年3月31日までとすることといたしました。

#### 2. 借入の内容

- (1) 借 入 先：株式会社ディー・エヌ・エー
- (2) 借入金額：2,800百万円（2,800百万円を極度額とする極度貸付契約）
- (3) 借入利率：日本円TIBOR1ヶ月+0.5%  
毎月の月度締日の2営業日前の日において、全国銀行協会が公表する日本円TIBOR1ヶ月を、翌1ヶ月に亘って適用するものとし、当該月度締日が銀行休業日となる場合は、その直前の営業日から2営業日前の利率を適用する。
- (4) 借入期間：2025年3月31日から2028年3月31日までの間
- (5) 担保の有無：無
- (6) 保証の有無：無
- (7) 遅延損害金：本取引約定書に基づく債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して年14.5%の割合の損害金を支払う。

### 3. 支配株主との取引に関する事項

#### (1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、D e N Aが当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が2025年6月30日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「支配株主と取引を行う際は、少数株主保護の観点から、当該取引の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常取引条件と著しく相違しないことを十分に確認した上で取引を実施する方針としております。」と定めております。

この点、当社は、本取引について、D e N Aからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)および(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。このような対応の結果、本取引は当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

#### (2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、借入利率は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の確保を行うべく、日本円TIBORなどの市場金利や一般的な取引条件等を参考に、当社の既存借入利率と比べ妥当な条件であることを確認し、金融機関等の第三者との取引と同様にD e N Aとの本取引に関する条件等を決定していることも確認しております。

また、下記(3)に記載のとおり、当社および借入先から独立した社外取締役より本取引に関する意見を2026年3月25日に取得しております。

#### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

D e N Aとの兼務役員が存在しない当社取締役会において、当社およびD e N Aから独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている取締役3名(野間寛氏、岡本保氏、竹島哲郎氏)より、①D e S Cにおける今後の事業展開や機動的な運転資金の確保といった資金需要に照らし、手元資金を迅速かつ確実に調達する必要があること、および外部金融機関からの調達と比較した際の迅速性・柔軟性の観点から、本調達手法を選択することに不合理な点は無く、②本取引についても、D e S Cのキャッシュ・フロー予測および資金計画に基づいた合理的な期間設定であり、財務基盤の安定化に資するものであることから、特段の問題は無いこと、③本取引の条件も妥当であり、④本取引の公正性を担保するための措置として、借入利率は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の確保を行うべく、日本円TIBORなどの市場金利や一般的な取引条件等を参考に、当社の既存借入利率と比べ妥当な条件であることを確認し、⑤公平性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置も図っていることから、当社の少数株主にとって不利益なものでは無いと考えられる旨の意見を頂戴しております。

### 4. 業績に与える影響

本取引による当期(2026年3月期)の業績への影響については、軽微であります。また、来期(2027年3月期)以降の業績に与える影響につきましても、軽微であると見込んでおります。

以 上